

地域建設業経営強化融資制度について

東松島市が発注する工事の請負業者が、市に対して有する工事請負代金債権を、市から承諾を得て債権譲渡することにより、それを担保に融資が受けられる「地域建設業経営強化融資制度」を運用します。(制度の実施期間を5年間延長しました。)

1 制度の目的

本制度は、東松島市発注工事に係る建設業者が有する工事請負代金債権について、未完成部分を含めて流動化することにより、建設業における金融の円滑化を推進することを目的とします。

2 実施期間

平成26年4月1日から令和8年3月31日まで

3 対象となる建設企業

東松島市が発注する工事を受注した中小・中堅建設業者
(資本の総額が20億円以下又は従業員が1,500人以下の建設業者)

4 対象となる工事

東松島市が発注する工事を対象とします。ただし、次の工事は対象外とします。

- (1) 付帯工事、受託工事等の特定財源を前提とした工事
- (2) 次に掲げる工事を除く債務負担行為、歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事
 - ① 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ② 前年度から繰越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ③ 債務負担行為に係る工事又は次年度に繰越される工事であって、債権譲渡の承諾依頼時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工事が1年未満の工事
- (3) 履行保証を付した工事のうち、市が役務的保証を必要とする工事
- (4) その他請負者の施工能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適當な事由がある工事

5 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とします。

6 主な債権譲渡先

- ・ 宮城県建設業協同組合
- ・ (株)建設経営サービス(東日本建設業保証(株)の子会社)

7 融資の手続き(イメージ)

- (1) 建設企業は、事業協同組合等(一定の民間事業者)、保証事業会社いずれかに相談
- (2) 建設企業は、発注者(市)の承諾を得て融資を受ける。
 - ① 工事の出来高部分については、宮城県建設業協同組合等から融資
 - ② 出来高を超える部分については、東日本建設業保証(株)の保証を受け、金融機関から融資

8 お問い合わせ先

- (1) 制度(融資)の手続きに関すること
宮城県建設業協同組合、東日本建設業保証(株)宮城支店
- (2) 債権譲渡承諾に関すること
東松島市総務部財政課 管財契約係
0225-82-1111 (内線1227)